

## 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話とは、言葉を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

このような中、平成18年12月に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約では、「手話は言語」であることが明記された。

こうした動きを受け、国は、障害者の権利に関する条約の批准に向けて、国内法の整備を進め、平成23年8月に改正した障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定めるとともに、国及び地方公共団体に対して情報保障施策を講ずることを義務付けている。

このことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及させ、研究することのできる環境整備に向けた法整備を実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、次の事項を目的とした手話言語法（仮称）を制定するよう、強く求める。

- 1 手話を音声日本語と同様に、国語と同じ位置で教育を行うこと。
- 2 聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話ができるよう、ろう学校及び一般校における環境整備を行うこと。
- 3 手話を言語として普及させ、研究することのできる環境整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月16日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣